第３次名寄市空家等対策計画（素案）の概要について

１　計画の趣旨

少子高齢化や人口減少に伴い、管理不全な空家等の増加や生活環境への影響が課題となっています。市ではこれまで計画的な対策を継続してまいりましたが、今後もさらなる増加が見込まれることから、これまでの成果と課題を踏まえ、生活環境の保全と空家等の適正管理・利活用をより一層推進するため、市の総合的な空家対策を推進することを目的とし、令和 9～16 年度までの８年間を計画期間として「第 3 次名寄市空家等対策計画」を策定します。

２　計画期間

令和９年度～令和 16 年度（８年間）

（名寄市総合計画との整合を図り、令和９年度から令和 16 年度までの８年間を計画期間とします）

３　計画の概要

（１）空家等の現状と課題

本市では、人口・世帯数が減少を続ける一方で、高齢者世帯や空家数は年々増加しており、今後もさらなる空家の増加が見込まれています。また、適切に管理されていない空家の申立件数も増加傾向にあり、建物の老朽化や雪害、防災・衛生面において地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

所有者アンケート調査では、所有者の深刻な高齢化に伴い、降雪地域における除雪や草刈り等の肉体的・経済的負担から、定期的な管理を行えていない実態が明らかになりました。あわせて、空家の長期放置が固定化している状況も浮き彫りとなっています。

このような中、今後の課題として、空家等の発生を未然に防ぐためのより早期な対策をはじめ、円滑な利活用や除却の促進、さらには所有者不明の空家への適切な対応など、総合的かつ早急に解決すべき大きな課題が山積しています。

（２）空家等対策の基本方針

空家等は所有者等が自らの責任において適切に管理すべきものですが、現状では放置された建物の老朽化や雪害、衛生上の問題などにより、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

今後もさらに空家の増加が見込まれることから、市民の安全・安心な生活環境の確保に向け、適正管理と利活用の促進を図り、総合的な空家等対策を推進する。

（３）空家等対策の指標と目標

増加傾向にある空家等の現状を踏まえ、「市民の安全・安心な生活環境の確保」と「空家等の適正な管理・利活用」を推進するため、以下の指標及び目標を定める。（基準値は令和７年度実績）

●空家等総件数

基準値　103 件　→　目標値　103 件

＜目標値設定の考え方＞

増加傾向にあり、今後さらなる増加が見込まれる空家等の現状維持

●空家等申立件数

基準値　30 件　→　目標値　20 件

＜目標値設定の考え方＞

市への空家等に関する申立件数を減少

●空家等解決件数

基準値　4 件　→　目標値　8 件

＜目標値設定の考え方＞

市へ申立のあった空家等の解決件数を増加

（4）空家等対策の取り組み

空家等の実態や課題を踏まえ、発生抑制から利活用・除却の促進、さらに実効性のある法的措置までを一体的に展開するとともに、関係機関と連携しながら総合的な空家等対策の推進を図る。

●空家等の発生抑制

・適正管理義務の助言・指導

・啓発活動の充実

・相続登記の促進

●相談連絡体制の整備

・総合相談窓口の運用

・関係機関等との連携

●空家等の利活用・除却促進

・流通の促進

・除却の促進

・修繕・改修の促進

●適切に管理されていない空家等への対応

・実態把握と情報共有

・段階的かつ迅速な是正措置の実施

・管理不全空家・特定空家等の措置

（5）空家等対策の推進・検証

空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的な連携体制で取り組むとともに、関係機関や専門家、地域、民間事業者等の連携・協働による推進体制を構築し、施策の進捗状況や効果の定期的な検証を通じて、実効性のある空家等対策を継続的に展開する。